

草津市移動支援事業

「身体介護を伴う・伴わない」に係る支給決定要件認定調査票

※この調査票は、外出時の介護内容に係る項目を聞き取り「介護を伴う・伴わない」のサービス区分の判断基準の参考にさせていただきます。

以下の項目の該当する部分を選択してください。

<日常生活動作に係る項目>

① 歩行について、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

1. 支援が不要	2. 見守り等の支援が必要	3. 部分的な支援が必要	4. 全面的な支援が必要
----------	---------------	--------------	--------------

② 移乗について、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

1. 支援が不要	2. 見守り等の支援が必要	3. 部分的な支援が必要	4. 全面的な支援が必要
----------	---------------	--------------	--------------

③ 移動について、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

1. 支援が不要	2. 見守り等の支援が必要	3. 部分的な支援が必要	4. 全面的な支援が必要
----------	---------------	--------------	--------------

④ 排尿について、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

1. 支援が不要	2. 部分的な支援が必要	3. 全面的な支援が必要
----------	--------------	--------------

⑤ 排便について、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

1. 支援が不要	2. 部分的な支援が必要	3. 全面的な支援が必要
----------	--------------	--------------

⑥ 食事摂取について、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

1. 支援が不要	2. 部分的な支援が必要	3. 全面的な支援が必要
----------	--------------	--------------

<行動障害に係る項目>

① コミュニケーションについて、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

1. 日常生活に支障がない
2. 特定の者であればコミュニケーションできる
3. 会話以外の方法でコミュニケーションできる ※手話、筆談、メール等
4. 独自の方法でコミュニケーションできる ※身振り、仕草、まばたき等
5. コミュニケーションできない

(裏面へ続く)

② 説明の理解について、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

<p>1. 理解できる</p> <p>2. 理解できない</p> <p>3. 理解できているか判断できない</p>

その他行動について、下記項目毎にあてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

③大声・奇声を出す	1. 支援が不要	2. 希に支援が必要	3. 月に1回以上の支援が必要
	4. 週に1回以上の支援が必要	5. ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要	
④異食行動	1. 支援が不要	2. 希に支援が必要	3. 月に1回以上の支援が必要
	4. 週に1回以上の支援が必要	5. ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要	
⑤多動・行動停止	1. 支援が不要	2. 希に支援が必要	3. 月に1回以上の支援が必要
	4. 週に1回以上の支援が必要	5. ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要	
⑥不安定な行動	1. 支援が不要	2. 希に支援が必要	3. 月に1回以上の支援が必要
	4. 週に1回以上の支援が必要	5. ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要	
⑦自らを傷つける行為	1. 支援が不要	2. 希に支援が必要	3. 月に1回以上の支援が必要
	4. 週に1回以上の支援が必要	5. ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要	
⑧他人を傷つける行為	1. 支援が不要	2. 希に支援が必要	3. 月に1回以上の支援が必要
	4. 週に1回以上の支援が必要	5. ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要	
⑨不適切な行為	1. 支援が不要	2. 希に支援が必要	3. 月に1回以上の支援が必要
	4. 週に1回以上の支援が必要	5. ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要	
⑩突発的な行動	1. 支援が不要	2. 希に支援が必要	3. 月に1回以上の支援が必要
	4. 週に1回以上の支援が必要	5. ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要	
⑪過食・反すう等	1. 支援が不要	2. 希に支援が必要	3. 月に1回以上の支援が必要
	4. 週に1回以上の支援が必要	5. ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要	
⑫てんかん	1. 年1回以上	2. 月に1回以上	3. 週1回以上

<注意事項>

※この調査項目の聞き取り内容が、対象者の心身的状態の変化等により著しく変わる場合は、年度途中であっても再調査を行います。